

(11) 感染防止対策加算についての疑義解釈（追加分）

(問 2) A234-2 感染防止対策加算の感染防止対策地域連携加算の施設基準にある「当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関に相互に赴いて別添 6 の別紙 24 又はこれに準じた様式に基づく感染防止対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告する。」について、「感染防止対策に関する評価」は、当該加算に係る感染制御チームが行う必要があるか。

(答) 感染制御チームを構成する各々の職種（医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師）のうち、医師及び看護師を含む 2 名以上が評価を行うこと。

(問 3) A234-2 感染防止対策加算の感染防止対策地域連携加算の様式（別添 6 別紙 24）について、「これに準じた様式」とは、別添 6 別紙 24 の要素はすべて含まないといけないのか。

(答) その通り。ただし、チェック項目については、当該医療機関の実情に合わせて適宜増減しても差し支えない。

◎出典

厚生労働省保険局医療課/平成 24 年 6 月 7 日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その 5)」より感染防止対策に関する項目のみを抜粋

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken15/dl/zimu2-5.pdf

2 頁目